

**熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託
プロポーザル実施要項**

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託

(2) 業務目的

本業務は、庁舎整備を契機としたまちづくりを進めるにあたり、まちづくりの基本的な考え方、現状・課題の整理、取り組むべき施策等の検討を行い、“熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）”作成について、必要な支援業務を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。なお、基本仕様書中に特段の記載がない限り、基本仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

(4) 履行場所

熊本市中心市街地他

(5) 履行期間

契約日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

(6) 提案上限額

70,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(7) 支払条件

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における業務委託料の支払予定額の割合は次のとおりとする。ただし、予算の都合上、又はその他必要な内容変更等が発生した場合は、変更することがある。なお、支払条件については「引渡し」又は「部分引渡し」をもって支払うものであり、詳細については基本仕様書を参照すること。

	令和7年度	令和8年度	計
支払予定額	50%程度	50%程度	100%

2 本プロポーザルに関する担当事務局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎4階

熊本市政策局庁舎整備部庁舎周辺まちづくり課

電話：096-328-2119（直通）

メール：choushamachizukuri@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

内容	日程・期限
公告	令和 7 年(2025 年) 4 月 11 日 (金)
参加表明書等の提出期限	令和 7 年(2025 年) 4 月 22 日 (火) 午後 4 時迄 (必着)
参加資格審査通知	令和 7 年(2025 年) 5 月 8 日 (木) ※予定
質問書の提出期限	令和 7 年(2025 年) 5 月 9 日 (金) 午後 4 時迄 (必着)
上記質問書の回答期日	令和 7 年(2025 年) 5 月 13 日 (火) 午後 4 時迄に掲載予定
提案書等の提出期限	令和 7 年(2025 年) 5 月 19 日 (月) 午後 4 時迄 (必着)
ヒアリングの実施	令和 7 年(2025 年) 5 月中旬～下旬頃
審査結果の通知	令和 7 年(2025 年) 5 月中旬～下旬頃
契約締結	令和 7 年(2025 年) 5 月下旬頃

※ただし、スケジュールは、変更の可能性があります。またヒアリングは土日・祝日に開催する場合があります。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 参加資格

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者、又は、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 41 年規則第 15 号。）（以下「資格審査規則」という。）第 3 条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第 10 条に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。

オ 熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下同じ。）から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 7 年告示第 108 号）、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年

告示第 199 号)、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 21 年 12 月 15 日上下水道事業管理者決裁)、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 21 年 7 月 1 日交通事業管理者決裁)又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日病院事業管理者決裁)(以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

ク 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であつて契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

ケ 平成 27 年度(2015 年度)から参加表明書等の提出期限までに、国、都道府県または市区町村が発注した、まちづくりに関する基本構想、基本方針等の策定・改定・検討に関する支援業務(例:都市計画マスタープラン、市街地再開発事業の基本構想、地域まちづくりビジョンなど)に関し、単体又は共同企業体代表者としての履行実績を有すること。

(2) 配置予定者の条件

配置予定者はそれぞれア又はイに掲げる条件を全て満たす者をそれぞれ配置すること。履行期間を通じて、本市との打合せ又は日常的な連絡調整は、管理責任者(業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)及び主たる担当者(管理責任者の管理の下で、業務を管理及び統括する者をいう。以下同じ。)が行うこととする。また、急を要する確認事項等にも迅速に対応できる者を配置すること。

ア 管理責任者

(ア) (1) ケの業務の履行実績を有すること(前職での経歴を含む。)

(イ) 単体企業で参加する場合は自社の社員、共同企業体で参加する場合は、代表構成員の社員であること。

(ウ) 提案書等の提出期限において 3 か月以上継続して直接雇用関係にあること。

イ 主たる担当者

(ア) (1) ケの業務の履行実績を有すること(前職での経歴を含む。)

(イ) 単体企業で参加する場合は自社の社員、共同企業体で参加する場合は、代表構成員又は構成員の社員であること。

(ウ) 提案書等の提出期限において 3 か月以上継続して直接雇用関係にあること。

(3) 共同企業体の結成条件

共同企業体を結成し提案する場合は、次の要件を満たすこととする。

ア 自主的に結成された共同企業体であり、代表構成員は、(1) ア～ケに掲げる要件を満たすこととし、構成員は、(1) ア～クに掲げる要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員については、2ないし3社までとする。最低出資比率については、2社の場合それぞれ30パーセント以上、3社の場合20パーセント以上とする。

ウ 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の代表構成員若しくは構成員又は協力会社を兼ねていないこと。

エ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であるものとする。（代表構成員の出資比率を上回る他の構成員が存在しなければよく、例えば、代表構成員と同じ出資比率の構成員が存在してもよい。）

(4) 事業協同組合として参加する場合の条件

本プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加する場合は、その組合員は単体として、本プロポーザルに参加することはできない。

本プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、事業協同組合は、(1)ア～ケに掲げる要件を満たすこととし、組合員は、(1)オに掲げる要件を満たすこと。

(5) 協力会社に関する条件

協力会社とともに提案する場合は、次の要件を満たすものとする。なお、本業務における管理責任者及び主たる担当者は協力会社に属する者は配置することはできない。

※ここでのいう協力会社とは、元請事業者から再委託（下請負）を受けて業務を行う事業者のことを指す。

ア (1)イ～クに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 単体企業として本プロポーザルに参加していないこと。

【配置予定者の選定条件】

配置予定者		単体企業		共同企業体		
		単体企業	協力会社	代表構成員	構成員	協力会社
(2)ア	管理責任者	○	—	○	—	—
(2)イ	主たる担当者	○	—	○	○	—

(6) その他の留意事項

以下の企業は、今後本市が実施する庁舎跡地開発に係る公募等に参加し、又は当該業務を請け負うことができない。

ア 本業務委託を受託した企業及びその協力会社

イ 上記のアと資本関係・人的関係において関連があると認められた企業
(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社。以下「子会社」という。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 参加に関する制限

(1) 各参加者からの応募は1点のみとする。

(2) 次に掲げる者（協力会社も含む）は参加することができないものとする。

ア 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員

イ アの委員が主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

ウ アの委員が大学に所属する場合において、その研究室に現に所属する者が在職している企業

エ 提案に関する事務を担当する熊本市の関係部局の職員

オ 中心市街地（熊本市中心市街地活性化基本計画における約415haの区域）に土地・建物を所有する者又は所有する者との間に資本関係・人的関係において関連があると認められた企業。

※資本関係・人的関係については、4（6）イ（ア）及び（イ）と同じ。

カ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係・人的関係において関連があると認められた企業。なお、関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的として当事者間で連絡を取ることは、不正な行為とは解さない。

※資本関係・人的関係については、4（6）イ（ア）及び（イ）同じ。

6 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布

(1) 配布方法

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び関係書類（提出書類の様式等）は、熊本市ホームページ掲載するほか、希望する場合は「2 担当事務局」で配布する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 配布期間

担当事務局での配布は、令和7年（2025年）4月11日（金）から令和7年（2025年）4月22日（火）午後4時まで（「2 担当事務局」での配布は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(3) 配布資料

- ア 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託 プロポーザル実施要項
 - イ 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託 基本仕様書（別紙1）
 - ウ 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託 提案書等作成要領（別紙2）
 - エ 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託 契約候補者の審査及び選定に関する実施要領（別紙3）
 - オ 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託 プロポーザル評価基準（別紙4）
 - カ 様式第1号～第13号
 - キ 庁舎整備に関する特別委員会資料
 - ク 熊本市新庁舎整備に関する基本構想
- ※キ～クの資料は熊本市ホームページからダウンロードすること。
- キ：https://www.city.kumamoto.jp/ki_ji00324896/index.html
- ク：https://www.city.kumamoto.jp/ki_ji00353801/index.html

7 参加表明書等の提出方法

参加を希望する者は、以下のとおり「参加表明書」他必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、提出にあたっては、各様式下段の注意書きを必ず確認の上、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

- ア 参加表明書（様式第2号）
- イ 参加資格審査調書（様式第3号）
- ウ 共同企業体の組成状況調書（様式第4号）

※ウは共同企業体で参加する場合のみ

エ 会社概要書、資本関係又は人的関係確認書（様式第 5－1 号、様式第 5－2 号）

オ 協力会社調書（様式第 6 号）

カ 参加申請にかかる誓約書（様式第 7 号）

※オ及びカは協力会社とともに参加する場合のみ

キ 参加表明者の同種業務の実績（様式第 8 号）

※4（1）参加資格 ケの実績を確認できる書類として、当該実績にかかる仕様書、契約書、基本構想の写し等を添付すること。（別紙 4「プロポーザル評価基準」における評価項目 1 及び 2 に該当すると認められる業務実績は加点の対象となる。）

ク 配置予定者調書（様式第 9－1 号、様式第 9－2 号）

ケ 雇用関係が確認できる書類及び配置予定者の各種資格を証する資格証の写し

（2）提出期限

令和 7 年（2025 年）4 月 22 日（火）午後 4 時まで

持参する場合は午前 9 時から午後 4 時まで（休日を除く。）とする。

郵送する場合は、上記提出期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

（3）提出部数

正本を 1 部、副本を 10 部、電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM）とする。

※副本については、添付書類を含め、正本から商号または名称及びそれらを類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても商号または名称が分かるような表現は行わないこと。（押印不要）

※正本及び副本とも、紙ベース（A 4 版左とじ、横書き、片面印刷）による提出と併せてそれぞれ電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM によること）を提出すること。

（4）提出先

ア 持参の場合

「2 担当事務局」

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市政策局庁舎整備部庁舎周辺まちづくり課）宛

封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

（5）提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留等の送達記録が残る方法によることとし、上記提出期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。また、送達記録が確認でき

ない方法により郵送されたものは受け付けない。

(6) 参加資格者名簿に登録されていない者の措置

4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、プロポーザルに参加するためには、参加表明書等の提出と併せて、当該競争入札参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

ア 競争入札参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載する。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、休日及び正午から午後1時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&e_id=11

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

イ 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「プロポーザルに係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「参加表明書等の提出期限」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

令和7年（2025年）4月22日（火）午後4時まで。上記提出期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

エ 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎6階
熊本市長（熊本市総務局契約政策課物品契約班）宛

オ その他の留意事項

イの提出を行った場合は、「2 担当事務局」にも連絡を行うこと。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、(6)の申請をする者については、この限りではない。提出したすべての者に対して、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由を含む。）を書面により通知する。なお、参加表明書等を提出後に、都合により辞退したときは、辞退届（様式第13号）を書面で提出すること。

8 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7

日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 説明会

説明会は実施しない。

10 本プロポーザルに関する質問及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。ただし、評価及び審査に支障をきたす質問は受け付けない。

ア 提出方法

書面（様式第1号）により持参、又は電子メールにて提出すること。ただし、必ず電話で着信を確認すること。

イ 質問書の提出期限

令和7年（2025年）4月11日（金）から令和7年（2025年）5月9日（金）午後4時まで

ウ 提出先

「2 担当事務局」

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次の期日までに順次閲覧に供するとともに、熊本市ホームページにも順次掲載する。

ア 質問書に対する回答期日

令和7年（2025年）5月13日（火）午後4時迄に順次掲載予定

イ 閲覧場所

「2 担当事務局」

11 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。再公告を行ってもなお、参加する者が1者であった場合には、プロポーザルを行うものとする。

12 提案書等の提出

7（7）の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出方法

ア 提出書類

別紙2「提案書等作成要領」に則って作成の上、提出すること。提出書類の規格はA3版左とじ・横書き・片面とし、A4サイズに折り込むこと。

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和7年（2025年）5月19日（月）午後4時までに必着のこと（持参の場合は、休日を除く）。郵送する場合は、上記期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出先

（ア）持参の場合

「2の担当事務局」

（イ）郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市政策局庁舎整備部庁舎周辺まちづくり課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

1.3 提案書等のヒアリングの実施

（1）実施日時

令和7年（2025年）5月中旬～下旬頃

ヒアリングの詳細な日時、時間、会場については、別途通知する。なお、土日祝日での開催の可能性もあるため、予め留意すること。また、プロポーザル参加者数により日程等を変更する場合がある。

（2）提案書等に基づくヒアリングは、以下に定めるほか、別紙3「契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」に沿って実施する。

（3）出席者は5名以内とし、配置予定の管理責任者と主たる担当者は必ず出席すること。

（4）ヒアリングについては、対面でのみ実施する。

（5）ヒアリングは非公開とする。

（6）パワーポイント等の使用は認めるが、スクリーン、プロジェクター以外はすべてプロポーザル参加者側で持参すること。

（7）ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加書類は受理しない。また、提案書を説明用に加工することも不可とする。（文字の強調、配置の変更、文字やイラストの追加なども不可）

（8）ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実

施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

- (9) 契約候補者の選定結果については、プロポーザル参加者に対して書面及び電子メールにより通知する。

1 4 審査の方法等

別紙3「契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」のとおりとする。

1 5 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1) 「4 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合
- (3) 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 提案者が個別に選定委員会委員及び関係市職員と接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 13(3)に規定する出席者がヒアリングに出席しない場合。ただし、公共交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- (6) 見積額が提案上限額を超過している場合
- (7) その他、選定委員会で本業務の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

1 6 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者及び次点候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより、次の事項を公表するものとし、(1)及び(2)については、契約候補者及び次点候補者の決定後、速やかに公表する。

なお、(2)については、提案者が3者以下の場合は、契約候補者及び次点候補者の評価合計点のみを公表する。

- (1) 提案者の商号又は名称
- (2) 提案者（契約候補者及び次点候補者のみ商号又は名称を公表）の評価合計点
- (3) 契約候補者の技術提案書（全編）
- (4) 契約候補者及び次点候補者を特定した理由（審査講評）
- (5) 提案者の提案書概要版（契約候補者のみ商号又は名称を公表）

17 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

18 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該次点候補者の提案内容の取扱いについても「16 プロポーザル審査結果の公表に関する事項」と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の見積価格の範囲内で市と契約を締結するものとする。

19 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が公共工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

- (3) 業務委託契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、「2 担当事務局」で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、開示請求があった場合には、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により対応する。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提案者に無断で使用しない。
- オ 提案者から提出のあった参加表明書等及び提案書等に不備等があった場合は、期限を定め、補正を求めることがある。この補正に伴う影響がある箇所については補正を認めるが、それ以外の修正・追加・削除は一切認めない。また、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者に参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しない。この場合において、契約候補者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わない。

- ア 契約候補者決定後に指名停止要綱に基づく指名停止を受けたとき。
- イ 4に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
- ウ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

(7) 参加表明書等及び提案書等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）

(8) 管理責任者、主たる担当者の配置等

- ア 参加表明書等及び提案書等に記載した配置予定の管理責任者、主たる担当者

は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の管理責任者、主たる担当者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、市長の承認を得るためには診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

- (9) 提案者及び提案予定者は、審査結果の通知を受け取るまでの間、選定委員会委員及び関係市職員に対し、本プロポーザルの手続として必要な場合を除き、本プロポーザルの内容に関する面談、電話等の接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為をしてはならない。なお、接触を強要する行為についても失格要件に該当するものとして、失格となる場合があるので留意すること。
- (10) 業務中（契約締結までの手続き期間中も含む）に知り得た秘密について、第三者に一切漏らしてはならない。これに違反した場合は、契約書に基づき、契約の解除を行うほか、損害賠償を求めるものとする。

以上